

平成29年2月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年2月21日(火)
午前10時00分～午前11時00分
- 2 開催場所 大治町役場 第2会議室
- 3 出席者 12名
- 4 欠席委員 0人
- 5 議事日程

| | | | | | | | |
|---|------|---|------|---|-------|---|------|
| ① | 鈴木國一 | ② | 浅井 博 | ③ | 吉田慎司 | ④ | 若山善之 |
| ⑤ | 山田恵子 | ⑥ | 八神一朗 | ⑦ | 立松 稔 | ⑧ | 成田照幸 |
| ⑨ | 石川 隆 | ⑩ | 安井宗一 | ⑪ | 吉田佐知枝 | ⑫ | 山中幸男 |

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 三輪恒裕

事務局 三谷修平

富田 篤

7 会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|--------------------|--|
| <p>事務局長 会長</p> | <p>定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつを頂きます。 (あいさつ)</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>ありがとうございました。 これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ただ今から平成29年第2回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、8番 成田照幸 委員、12番 山中幸男 委員を議事録署名者に指名いたします。 それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第2号、議案第3号、報告第2号、報告3号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>説明いたします。本日は、3条2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件、報告が4条1件、5条12件です。 まず、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。 番号1、受付年月日平成29年2月9日、権利の別、所有権、土地の所在 西條***番、地目 田、地積602㎡、譲渡人***持分2分の1、***持分2分の1、譲受人***、申請の事由、単独名義にして農業経営の合理化を図るため。 申請書には、農作業従事日数***さん60日、夫***さん60日、父***さん70日、母***さん70日と記載されています。 申請地の現場確認を鈴木会長と行ったところ、すぐに作付け可能な状態として管理されていました。</p> |

| | |
|-------------|---------------|
| 下限面積の有無 | 有 |
| 申請者以外の耕作従事者 | 夫、父、母 |
| 農機具の有無 | 無 |
| 事情聴取の有無 | 有（農業を行う意思を確認） |
| 許可申請地の状況 | 作付可能 |
| 指導事項 | なし |
| その他特記事項 | なし |

番号2、受付年月日 平成29年2月9日、権利の別、所有権、土地の所在、西条***番、地目 田、地積600㎡、土地の所在、西条附田***番、地目 田、地積565㎡、譲渡人*** 持分2分の1、*** 持分2分の1、譲受人***、申請の事由、単独名義にして、農業経営の合理化を図るため。

申請書には農作業従事日数 ***さん60日、妻 ***さん60日と記載されています。申請地の現地確認を鈴木会長と行ったところ、すぐに作付可能な状態として管理されていました。

| | |
|-------------|---------------|
| 下限面積の有無 | 有 |
| 申請者以外の耕作従事者 | 妻 |
| 農機具の有無 | 無 |
| 事情聴取の有無 | 有（農業を行う意思を確認） |
| 許可申請地の状況 | 作付可能 |
| 指導事項 | なし |
| その他特記事項 | なし |

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議頂きますようお願いいたします。

続いて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。

番号1、受付年月日 平成29年2月10日、申請地の現場確認を若山善之委員と行ったところ、作付け状況については、ねぎ、ホウレン草、小松菜、モロヘイヤが作付けされていました。

番号2、受付年月日 平成29年2月10日、申請地の現場確認若山義之委員と行ったところ、作付け状況については、水稻が作付けされていました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理しており、問題はないと判断できますが、一度ご審議頂きますようお願いいたします。

次に、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年1月12日、処理年月日 平成29年1月16日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀***番、地目 畑、地積413㎡、届出者 ***、共同住宅建築です。現況については、東と西と北は畑、南は道路です。

次に、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年1月10日、処理年月日 平成29年1月16日、権利の別 賃借権、土地の所在 西條***番、地目 田、地積163㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、駐車場に転用予定しております。現況については、東と北は田、西は道路、南は宅地です。

番号2、受付年月日 平成29年1月10日、処理年月日 平成2

9年1月16日、権利の別 所有権、土地の所在 西條***番、地目 田、地積200㎡、譲渡人***、譲受人***、住宅建築を予定しており、現況については、東は道路、西は宅地、南と北は畑です。

番号3、受付年月日 平成29年1月12日、処理年月日 平成29年1月18日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 畑、地積170㎡、同じく 花常***番、地目 畑、地積170㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、分譲住宅を予定しております。現況については、東と西と北は道路、南は宅地です。

番号4、受付年月日 平成29年1月19日、処理年月日 平成29年1月25日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀***番、地目 田、地積238㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、建売住宅建築に転用予定です。現況については、東と北は田、西は宅地、南は道路です。

番号5、受付年月日 平成29年1月19日、処理年月日 平成29年1月25日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀***番、地目 田、地積716㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、分建売住宅建築です。現況については、東と南は道路、西は田、北は宅地です。

番号6、受付年月日 平成29年1月23日、処理年月日 平成29年1月27日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積66㎡、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積528㎡、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積188㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、太陽光パネル設置です。現況については、東と南と北は田、西は道路です。

番号7、受付年月日 平成29年1月23日、処理年月日 平成29年1月27日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子***番、地目 畑、地積274㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、太陽光パネル設置です。現況については、東と西は畑、南は宅地、北は小学校です。

番号8、受付年月日 平成29年1月24日、処理年月日 平成29年1月27日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 田、地積49㎡、譲渡人 ***、譲受人 ***、駐車場に転用予定です。現況については、東と南は畑、西と北は宅地です。

番号9、受付年月日 平成29年1月27日、処理年月日 平成29年2月2日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀***番、地目 田、地積549㎡、譲渡人 *** 持分2000分の1821、*** 持分2000分の179、譲受人 ***、資材置場に転用を予定しております。現況については、東と北は宅地、西と南は道路です。

番号10、受付年月日 平成29年1月30日、処理年月日 平成29年2月2日、権利の別 所有権、土地の所在 北間島***番、地目 畑、地積133㎡、譲渡人 *** (株)、譲受人 *** 持分2分の1、*** 持分2分の1、住宅建築です。現況については、東は畑、西と南は道路、北は宅地です。

番号11、受付年月日 平成29年1月31日、処理年月日 平成29年2月6日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 田、地積480㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、分譲戸建住宅建築です。現況については、東は道路、西と南と北は宅地です。

番号12、受付年月日 平成29年2月2日、処理年月日 平成29年2月2日、権利の別 所有権、土地の所在 東條***番、地目 畑、地積22㎡、譲渡人 ***、譲受人 ***、駐車場に転用予定です。現況については、東と西と南と北は宅地です。

説明は以上です。

会長

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

山中委員

届出の概要で、分譲住宅、分譲戸建住宅、建売住宅建築とあるが、違いはあるのか。

事務局

届出書に記載されたとおりに報告しているため、意味合いとして

| | |
|------|--|
| | <p>は同じです。</p> |
| 山中委員 | <p>意味が同じなら統一してはどうか。</p> |
| 事務局長 | <p>では、委員皆様に諮ります。先程、山中委員から提案がございました届出の概要を意味合いが同じものは、事務局で統一させていただいてもよいか。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 事務局長 | <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、次回の会議より届出の概要は統一させていただきます。</p> |
| 会長 | <p>他に質疑及び意見もないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 会長 | <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第2号については、承認するものとします。</p> <p>続いて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 会長 | <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第3号については、承認するものとします。</p> |
| | <p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>連絡事項の説明を事務局に求めます。</p> |
| 事務局 | <p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は3月21日を予定しております。その際、2月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これを以って、大治町農業委員会第2回総会を閉会いたします。</p> |

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

鈴木 國一

(委 員)

成田 照幸

(委 員)

山中 幸男